

統括防火管理者の選任が必要な防火対象物

管理権原が分かれているもので以下のいずれかに該当するもの

防火対象物	階数	収容人員
高層建築物(高さ31mを超えるもの)	階数関係なし	収容人員関係なし
・特別養護老人ホーム等 ・特定防火対象物(複合用途)※1、※2	地階を除く階数が3以上	収容人員10人以上
特定防火対象物(複合用途)※1、※3	地階を除く階数が3以上	収容人員30人以上
非特定防火対象物(複合用途)※4	地階を除く階数が5以上	収容人員50人以上

統括防火管理者の資格

防火対象物	延べ面積	資格区分
・特別養護老人ホーム等 ・特定防火対象物(複合用途)※1、※2	延べ面積関係なし	甲種防火管理者
・高層建築物で特定防火対象物(複合用途) ・特定防火対象物(複合用途)※1、※3	300㎡以上	甲種防火管理者
	300㎡未満	甲種又は乙種防火管理者
・高層建築物で非特定防火対象物(複合用途) ・非特定防火対象物(複合用途)※4	500㎡以上	甲種防火管理者
	500㎡未満	甲種又は乙種防火管理者

※1 特定防火対象物(複合用途)とは、百貨店やホテル、物品販売等の不特定多数の者が利用する用途が混在する建物。

※2 特別養護老人ホーム等の用途に供される部分が存するものに限る。

※3 特別養護老人ホーム等の用途に供される部分を除く。

※4 事務所、共同住宅等の用途が混在する建物。

統括防災管理者の選任が必要な防火対象物

共同住宅等、格納庫、倉庫以外の全ての用途で

管理権原が分かれているもので以下のいずれかに該当するもの

防火対象物	延べ面積
地上11階以上の防火対象物	10,000㎡以上
地上5階以上10階以下の防火対象物	20,000㎡以上
地上4階以下の防火対象物	50,000㎡以上

※ 複合用途の場合は、共同住宅等、格納庫、倉庫の用途部分を除いた規模。